

相模原市監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市民局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

## 1 監査の期日

平成26年12月25日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、市民局において、平成26年度（平成26年10月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 区政支援課

- ア 斎場使用料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

### (2) 市民協働推進課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (3) 文化振興課

- ア 相模原市民ギャラリー使用料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- エ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画推進センター使用料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (5) 生活安全課

- ア 各事業の報酬の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務
- エ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

## 3 監査の結果

### (1) 注意事項

生活安全課の各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

を調査したところ、各防犯協会の補助金について、毎年同額が交付されていた。

前回の定期監査（平成23年12月実施）では、相模原防犯協会補助金、相模原北防犯協会補助金及び相模原南防犯協会補助金において、平成22年度の決算における翌年度繰越金の額が平成22年度の補助金額を上回っていたにもかかわらず、平成23年度においても、特段の理由なく、前年度と同額の補助金を交付している不適切な事例が見られ、平成22年度補助金においても同様であったことに対し、補助金の見直し指針（平成23年11月30日策定）に基づいて、交付すべき補助金額の妥当性及び合理性並びに補助金支出の有効性について十分に検討し、適正な事務執行を行うよう口頭により注意している。

これに対し、補助金の見直し指針に基づき、事業成果や補助金額の妥当性について十分検証した上で、補助金額を減額する方向で見直しを実施する旨の回答がされていたが、補助金に対するこれらの検討経過が確認できなかった。

補助金の支出事務に当たっては、その妥当性、合理性及び有効性などの確保が大変重要であるが、これらについて十分検証することなく、公金支出事務を行っていたと言わざるを得ない。市民への説明責任を果たす観点からも、今後十分な検証・検討を行い、適正に事務を執行するよう改めて注意する。

（2）市民局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。